



キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク ニュースレター

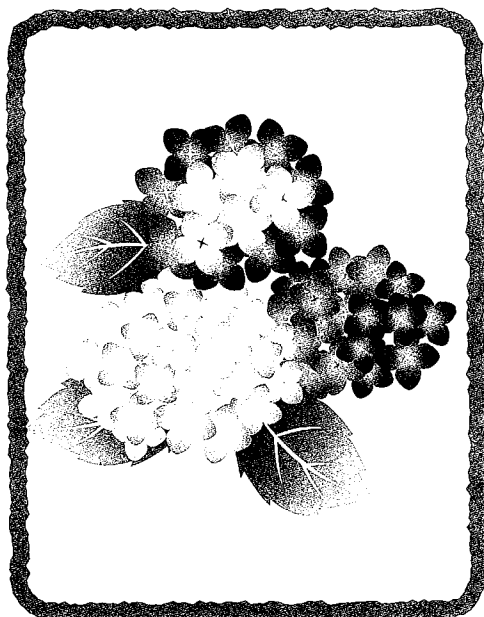
第58号 2016.6.14

事務局連絡先：武田万里子 takeda@tsuda.ac.jp
〒187-8577 東京都小平市津田町 2-1-1 津田塾大学国際関係学科
郵便振替口座（新）00210-1-124535 キャンパス・セクハラ全国ネットワーク

contents

目次

1. 全国集会のお知らせ
2. 特別寄稿 二宮孝富「相手が不快と感じたらセクハラになる」とは？
3. 会費納入についてのご案内
4. ブロック別連絡先一覧



第58号 2016.6.14

編集者 村田泰子・飯田祐子
(関西ブロック)



1. 全国集会のお知らせ

今年の全国集会は、中国四国ブロックのメンバーで企画し、会場は広島市内の広島大学東千田キャンパスでの開催を予定しています。



1. 全国集会のお知らせ

ここ数年と同じように、前日土曜日夕方にプレ企画、日曜日午前・午後に主要企画と分科会を実施する予定です。

ただ、主催者の都合により、例年よりも開催日が早く、

8月20日(土) プレ企画

8月21日(日) 全国集会

となりますので、ご注意ください。

メイン・シンポジウムでは、

「学生間のデートDV、ストーカーケース対策と防止」をテーマに

分科会やプレ企画では、

- ・配慮が必要な学生とハラスメント（発達障害やLGBT、その他ハンディキャップ等）
- ・相談員むけ研修
- ・スクールセクハラ問題
- ・大学の男女共同参画推進策を問う

等のテーマを取り上げる予定で、ただいま準備中です。

詳しいプログラムは、次号ニュースレター、ホームページなどでお知らせします。

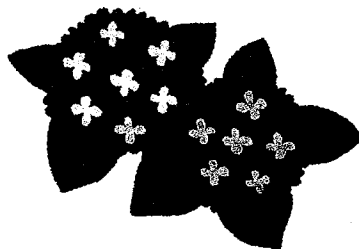
会場へは、路面電車が便利です。

ホテルは各自でご予約下さい。

広島市中心部(中区 紙屋町・市役所周辺)、または広島駅周辺のホテルが便利です。

皆さまご参加をお待ちしています。

全国集会についての問い合わせ先 広島大学 横山・北仲 tel 082-424-7204





2. 特別寄稿

「相手が不快と感じたらセクハラになる」とは？

二宮孝富（元大分大学イコールパートナーシップ委員会委員長）

先日の毎日新聞（2016.5.3）に「相手が不快と感じたらセクハラになる」との見出しのもと、「悪意や下心がなくとも、相手が不快と感じたら、就業環境を害していると判断されます。・・・相手が「嫌だ」という意思表示をしない限り、『多少のことは許される』という考え方は、捨てなければなりません」との記述があった。こういう表現をすると、セクハラに“なれ”ば処分などの“責任を問われる”と受け取られるのが普通であろう。セクハラが問題化した当初「モノ言えば唇寒しになるではないか」との批判がでたことがその例であるが、セクハラに“なる”ことが即責任と結びついて理解されがちである。

しかし、セクハラ（ハラスメント全てに共通するので、以下ハラスメントという）に“なる”かどうかということと、それに対して加害者に責任を問うというのは、分けて考えなければならない。刑事責任や民事責任を問題にする場合には、「成立」—「違法性」—「責任」とレベルを分けて判断し、「成否」の判断のあとで「責任」の判断をする。そこで、本稿でも、“なる”というのは「成立」段階のことを指すことに留意していただきたい。

確かに、「不快感」と「意思表示（以下「訴え」という）」がハラスメントに“なる”際のポイントではあるが、「成立」の要件として、意味・内容、位置付け、他の要件との関係等について今まで十分に詰められていなかったように思われる。

数年前、ある大学での講演の後で、「体育系のサークルでは、普通ならくしごき>と見えるものでも、当事者がそれを当然のこととして受け止めているために、しごかれていた本人が訴えないが、この場合どうしたらいいのか？」という質問が出た。実は、大分大学のガイドラインを作成する際に、第三者も「訴え」ができるとしたのであるが、ハラスメントの「成立」要件として、「不快感」・「訴え」の意味・内容や扱いについて十分に詰めていなかった。そのため、質問に対して、「原則＝本人の訴え」・「例外＝第三者の訴え」と説明したのであるが、理論的に未整理なために説得力を欠いていたことは否めない。

問題は、被害者の「不快感」・「訴え」をハラスメントの「成立」要件とした際に生じる疑問である。一つは、被害者“本人”の「不快感」を基準とすることである。例えば、

被害者の過剰な反応ということもありうる(この場合、「成立」しても、「違法性」の段階で、社会常識に照らして違法ではないと判断されれば、結果として責任を問われないことにはなるが・・)。二つ目は、被害者が「不快」と感じていないし(感じていても)「訴え」をしない場合には、「ハラスメントが“成立”していない」ことになり、客観的には明らかにハラスメントとみられるにもかかわらず、何も対応できないのか、ということである。

ハラスメントの要件が、従来の、刑法の判断プロセスと違う点は、主観的要件としての加害者の「故意・過失」が被害者の「不快感」に“置き換えられた”ことである。私は、このことについて、「不快感」は「成立」の段階で、被害者の感情利益の侵害の有無は「違法性」の段階で、加害者の「故意・過失」は、「責任」の段階で考慮されると考えた。つまり、被害者の「不快感」の点をクリアすれば、ハラスメントは「成立」し、次にそれが「違法」かどうかを判断し、そのあとで、「責任」を判断する段階で加害者の「故意・過失」が取り上げられる、と考え、そのように説明してきたのである。

しかし、前述の講演会での質問を契機に、加害者の「故意・過失」、被害者の「不快感」を「成立」「違法性」「責任」のどの段階で考慮するのか、その意味・内容はどのようなものか等の点について検討する必要を感じるようになった。

そもそも、ハラスメント成否の判断の際に、被害者“本人”の「不快感」を基準にすることでいいのかという疑問が生じる。被害者の「不快感」というのは、加害者の加害行為の結果であって、加害者の「故意又は過失」による行為によって引き起こされたものである。このとき、加害者の主観的要件を判断する際に、「故意」はともかく(当然のこと)、「過失」については、加害者の「不注意」ということで判断されるわけではない。不法行為の領域では、かなり以前から、「過失」というのは、加害者の心理状態としての「不注意」ではなく、客観的な「注意義務」を基準にするという考え方が一般化している。当該の場面において、一般的に要請される「注意義務」に加害者が違反したかどうかで判断するという、いわゆる「過失の客観化」の考え方である。ハラスメントに即していえば、「他人に不快感を与えるような行為をしてはならない」という客観的な「注意義務」に違反したかどうか、ということである。

であれば、加害行為と表裏の関係にあり、加害行為の結果としての被害者の「不快感」の評価についても、被害者“本人”の「不快感」ではなく、当該の行為によって、一般人が「不快」と感じるかどうか、という客観的なレベルで判断することが妥当ということになるのではなかろうか。加害者の「注意義務違反」の有無と被害者の「不快感」は、表裏の関係で対応していると考えられからである。

そうすると、前述した、二つの疑問点、つまり、被害者“本人”の「不快感」を基準にすることでいいのか、また、被害者が「不快」と感じていないし(感じていても)「訴え」ないが、客観的には明らかにハラスメントである場合でも、「ハラスメントは“成立”していない」ので対応できないのか、ということについて、答えが導き出せると思われる。

まず、「不快感」については、被害者“本人”の「不快感」ではなく、当該の行為によって、一般人が「不快」と感じるかどうか、で判断する。場合によっては、被害者“本人”が「不快」と感じていても、ハラスメントは「成立」しないこともありうることになる。次に、被害者が「不快」と感じていないし(感じていても)、「訴え」ない場合でも、客観的に当該の行為を一般人が「不快」と感じると判断できるのであれば、ハラスメントは“成立”し、第三者が「訴える」ことや、委員会自らが解決のために乗り出すことも可能である。

そうすると、ハラスメントの要件としては、前述のように、被害者の「不快感」は「成立」段階で、加害者の「故意・過失」は「責任」段階で、ということではなく、「不快感」と「過失」が表裏の関係にあることから、加害者の「過失」も「成立」の段階で考慮することになる。つまり、もともと、「成立」の段階にあった加害者の「故意・過失」を「責任」の領域に移し、被害者の「不快感」に“置き換えた”ということではなく、「過失」と表裏の関係にある「不快感」を合わせて判断するということになる。そしてまた、客観的に「成立」が判断されることになるので、「訴え」は必ずしも必要ではないことになる。

結局「相手が不快と感じたらセクハラに“なる”」というのは、間違いではないが、被害者“本人”の「不快感」が基準となるのではなく、社会常識に照らして、加害者が「注意義務」に違反しており、被害者が「不快感」を抱くのも当然と判断されるかどうかで、ハラスメントの「成否」が左右される、ということであり、どういう責任が問われるかは、「成立」後に「違法性」や「責任」等の総合的判断による、ということになるであろう。

3. 会費納入についてのご案内

2016 年度会費 (3000 円 / 年) の支払いをよろしくお願いします。

- 会費：個人一般 3000 円、個人学生 1000 円、団体 5000 円
- 郵便振替口座 00210-1-124535 (キャンパス・セクハラ全国ネットワーク)
- お問い合わせは下記までお願い致します。

会計・名簿担当 中国・四国ブロック 笹倉万里子
連絡先 sasakura@momo.it.okayama-u.ac.jp

キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク ブロック別連絡先一覧



事務局

武田 万里子 takeda@tsuda.ac.jp
〒187-8577 東京都小平市津田町 2-1-1 津田塾大学国際関係学科
ホームページ <http://cshnet.jp/>
キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク

北海道	大國 充彦	ohkuni@earth.sgu.ac.jp Tel 011-386-8111 (内線 5124) 〒069-8555 江別市文京台 11 札幌学院大学社会情報学部
	辻 智子	tsujitomoko@edu.hokudai.ac.jp Tel・FAX 011-706-3090(直通) 〒060-0811 北海道札幌市北区北11条西7丁目 北海道大学教育学部
東北	沼崎 一郎	numazaki@sal.tohoku.ac.jp Tel 090-2366-6881 (携帯電話) 〒980-8576 仙台市青葉区川内 東北大学文学部
	高橋 準	june.takahashi@nifty.ne.jp Tel 024-548-8270 〒960-1296 福島市金谷川 1 福島大学行政政策学類
関東	上田 智子	uedat@seitoku.ac.jp
	武田 万里子	takeda@tsuda.ac.jp 〒187-8577 東京都小平市津田町 2-1-1 津田塾大学国際関係学科
北陸	高島 智世	chise@kinjo.ac.jp Tel 076-276-4400 (内線 605) 〒924-8511 白山市笠間町 1200 金城大学社会福祉学部
東海	吉田 あけみ	ayoshida@sugiyama-u.ac.jp Tel 0561-74-1466 (直通) Fax 0561-74-3206 〒470-0136 愛知県日進市竹ノ山 3220065 椋山女子学園大学人間関係学部
	藤原 直子	Tel 0561-74-1466 (直通) Fax 0561-74-3112 〒470-0136 愛知県日進市竹ノ山 3220065 椋山女子学園大学人間関係学部
関西	石元 清英	ishimoto@kansai-u.ac.jp Tel 06-6368-0705 (研究室直通) 〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35 関西大学社会学部
中国・ 四国	笹倉 万里子	sasakura@momo.it.okayama-u.ac.jp Tel 086-251-8247 〒700-8530 岡山市津島中 3-1-1 岡山大学工学部情報工学科
	松本 直子	naoko_m@cc.okayama-u.ac.jp ホームページ http://sanio.jp/
	横山 美栄子	yokoyama@hiroshima-u.ac.jp 〒739-8512 東広島市鏡山 1-2-2 広島大学ハラスメント相談室
九州	森川 晴	haruhi.mo@gmail.com Fax 092-812-2936
	喜多 加実代	kamiyo@fukuoka-edu.ac.jp Fax 0940-35-1294 〒811-4192 宗像市赤間文教町 1-1 福岡教育大学社会科教育講座
沖縄	宮城 公子	kmiyagi@okinawa-u.ac.jp 〒902-0075 沖縄県那覇市国場 555 沖縄大学
	矢野恵美	emiyano@ll.u-ryukyu.ac.jp 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1 番地 琉球大学院法務研究科